

## 船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年12月14日 15時15分ごろ
発生場所	沖縄県豊見城市瀬長島西方沖 ムーキ灯標から真方位014° 2,700m付近 (概位 北緯26° 10.2′ 東経127° 37.7′)
事故の概要	作業船 <sup>はや</sup> 隼丸は、南東進中、浅礁に乗り揚げた。 隼丸は、舵及び推進器翼に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成26年12月17日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船 隼丸、8.91トン ON2-0737（漁船登録番号）、個人所有 第296-18752号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵及び推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	船長は、瀬長島の陸岸寄りに白波が見えていたので、白波から離れていれば乗り揚げることはないものと思って航行していたところ、船底に衝撃を感じた。 海図W222A（沖縄島南部）によれば、瀬長島から西方に約1,500m拡延する浅礁域がある。 本船は、海図W222Aを備えていなかった。 本船は、電子海図を表示するGPSプロッターを備えていた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.7mであった。
分析	本船は、船長が、瀬長島の陸岸寄りに白波が見えていたので、白波から離れていれば乗り揚げることはないものと思い、GPSプロッターを用いて船位の確認を行っていなかったことから、浅礁に向かっていくことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、GPSプロッターを用いて船位の確認を行っていなかったため、本船が瀬長島西方沖の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッターで船位及び前路の水深状況を確認すること。